



「久遠（くおん）」：管理料一括制度

子供や孫にできるだけ負担をかけたくない・お墓をずっと残したいなど、永代にお墓を存続させることを目的に、管理料を一括でお支払いする制度です。所定の手続きが完了次第、以後の管理料は発生しません。



「むすび」：有期限制度

将来的に「お墓の承継者がいなくなる」・「お墓じまい」などを考えている方が、墓所使用期限を選択し、ご希望の指定期間中はお墓が存続し、期間終了後に霊園が墓石を供養・撤去のうえ、お骨を霊園内の永代供養墓へ改葬・祭祀を行う制度です。



年払：1年毎の支払い

管理料を1カ年分、毎年先払いでお支払いする制度です。



前納：前納管理料制度

管理料の支払年数を7年・13年・17年・33年の期間から選択し、その年数分をまとめて先払いする制度です。期間終了後は、改めて追加支払いすることで、継続してお墓を使用することができます。